

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

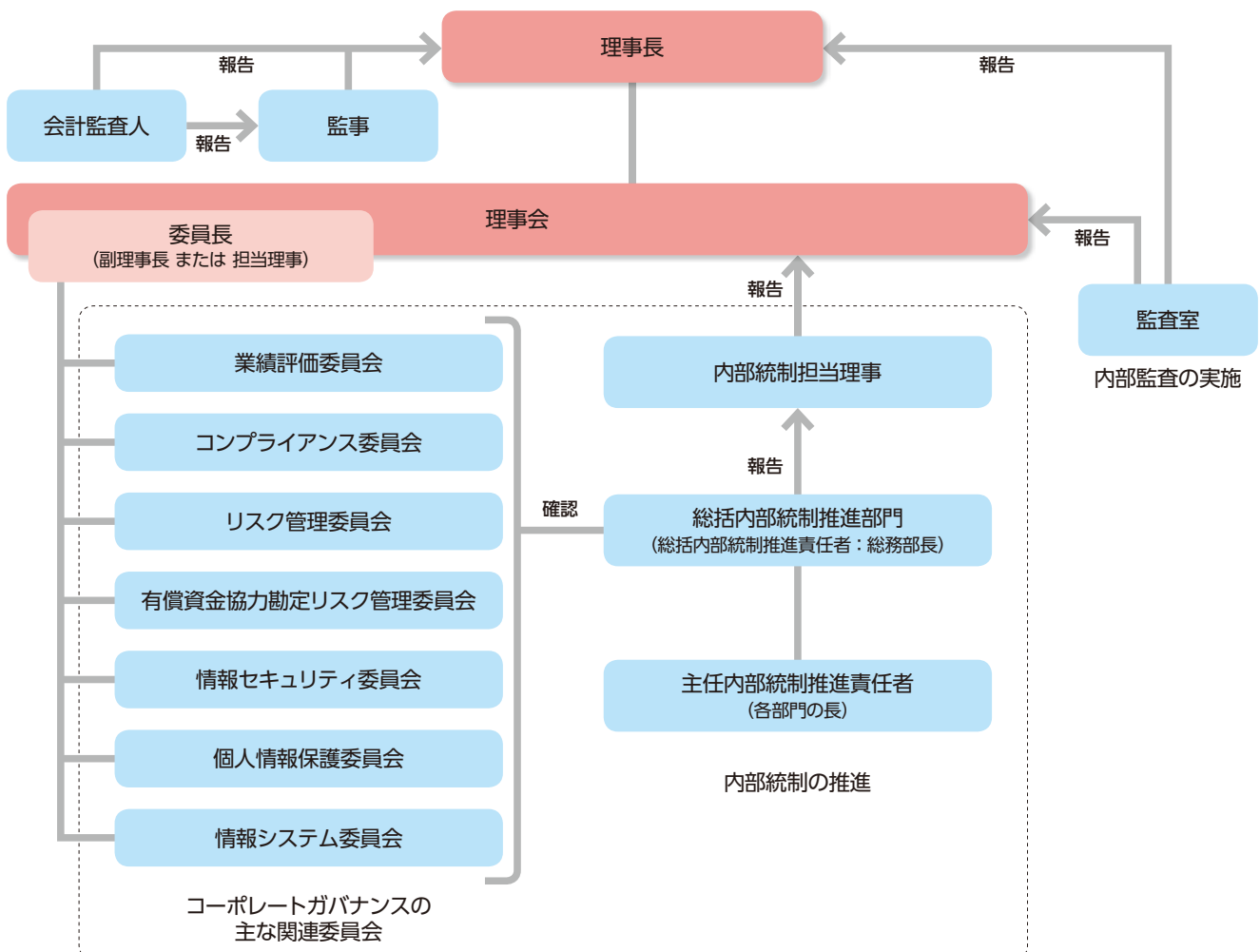
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。

さらにJICAは、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を着実にフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保しています。

さらに、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めたマニュアル類を整備し、また執務参考資料「JICAにおける内部統制」を定めることで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、内部通報と外部通報窓口を設置し、JICA内外との情報伝達を確実にしています。

JICAのコーポレートガバナンス



業績評価

● 目標・計画策定と業務実績評価の枠組み

「独立行政法人通則法」の規定に従い、JICAは主務大臣（JICAの場合は外務大臣など）が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき事業を運営しています。また、各年度の終了時と中期計画の終了時には、業務実績を評価します（業績評価）。これらを通じ、JICAはPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確保した効果的・効率的な事業運営を目指しています。

具体的には、各年度の年度計画の達成状況に関する業績を自己評価し、その結果を主務大臣に提出、公表します。これを受け、主務大臣はJICAの業績を評価し、その結果をJICAに通知、公表します。また、評価結果に基づき、必要に応じてJICAに業務運営の改善を命じることができます。中期目標期間終了時には、主務大臣が、JICAの業務の継続や組織の存続の必要性、業務および組織全般にわたる検討を行い、次期の中期目標に反映させるなど必要な措置を講じます。

また、総務省独立行政法人評価制度委員会は、客観性確保の観点から、各独立行政法人の主務大臣による目標策定や業績評価の結果、中期目標期間終了時に取られる措置に対して、必要に応じて主務大臣に意見を述べます。

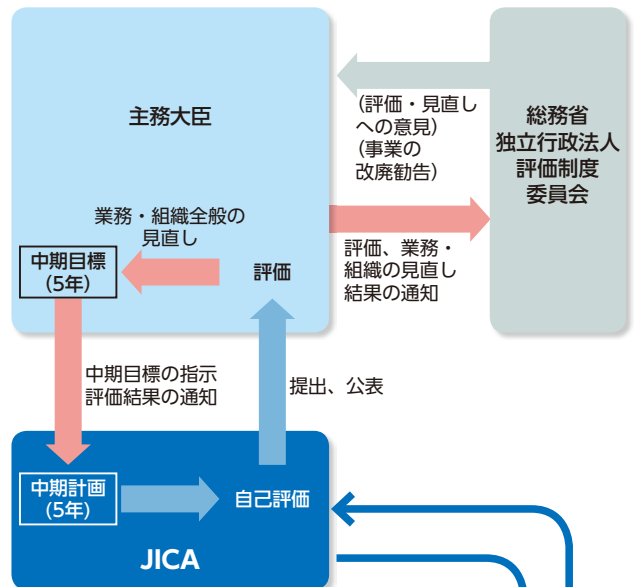
● 2015年度の業績評価の結果

第3期中期計画（2012～2016年度）では、開発協力の重点課題として貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応、平和の構築の各分野で、人間の安全保障の視点に基づく優良な案件を形成、実施することを掲げていました。また、国・地域別および課題・分野別の分析に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの推進や、企業、地方自治体、NGO、大学との連携、国際社会におけるリーダーシップへの貢献の強化をはじめ、戦略的な取り組みを進めることとしていました。また、これらの事業を支える組織運営の機動性向上、契約の競争性・透明性の拡大、経費の効率化などについても引き続き取り組んでいくこととしていました。

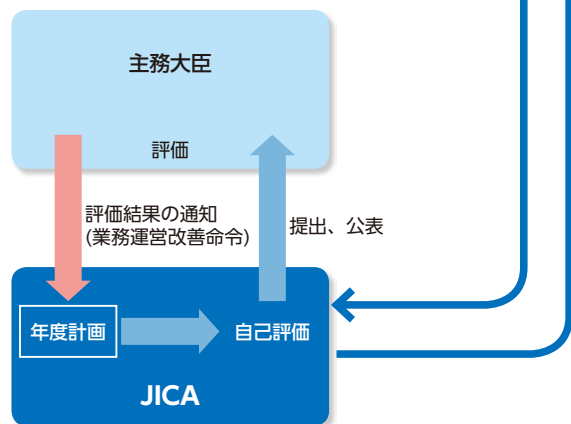
2015年度もこれらの達成に向けて業務運営を行った結果、全体として所期の目標を達成していると主務大臣から評価を受けました。なかでも、所期の目標を上回る成果を上げた認められた項目と主な成果は表【→ P.116】のとおりです。

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期（5年）の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



ただし、「安全対策」については、所期の目標を下回る（C評価）とされ、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を踏まえ、万全の安全管理体制の構築が不可欠とされました。この結果も念頭に置き、安全対策の抜本的な強化に取り組んでいます【→ P.119「安全管理」を参照ください】。

2015年度の業績評価結果の概要 (項目別評定)

項目	主な成果
S評定 (所期の目標を上回る顕著な成果が得られているとされた項目)	
「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「インフラシステム輸出戦略」などへの寄与 (カンボジア「救急救命医療整備事業」など) ■ 味の素株式会社のガーナにおける離乳期栄養食品の開発・普及活動の日経ソーシャルイニシアチブ大賞受賞
災害援助等協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際緊急援助隊感染症対策チームの迅速な発足 ■ ネパール地震災害に対する主導的な緊急援助の展開
A評定 (所期の目標を上回る成果が得られているとされた項目)	
貧困削減 (MDGs達成への貢献)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向けた国際公約の達成 ■ 協力成果のスケールアップへの国際的な評価 (DAC賞の受賞: 5S-KAIZENを適用した病院カイゼンアプローチ、ザンビア「授業実践能力強化プロジェクト」)
持続的経済成長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第5回アフリカ開発会議 (TICAD V)、太平洋・島サミットなどの公約達成や、わが国の日・ASEAN協力推進への貢献
地球規模課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ ネパール地震災害における「より良い復興 (BBB)」の推進 ■ 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) での発信 ■ 違法伐採監視に関する宇宙航空研究開発機構 (JAXA) との連携
平和の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ カンボジア地雷除去活動の他国への波及 ■ シリア危機への対応 ■ アフガニスタン、スーダンなどの、本邦関係者の派遣に制限のある地域での他機関との連携なども通じた事業継続
国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」への重要課題の反映 ■ 国連サミットやユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) に関する国際会議などでの発信 ■ アジア開発銀行 (ADB) との「質の高いインフラ」の推進に向けた連携枠組みとなる覚書締結
NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ NGO連携に関する政府計画への貢献 ■ 地方創生に資する取り組み ■ 連携事業の裾野拡大に資する具体的な取り組み
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青年海外協力隊発足50周年での効果的な発信 ■ スポーツ隊員の派遣推進を通じた「スポーツ・フォー・トゥモロー」への貢献
市民参加協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民参加協力の裾野拡大 ■ NGO支援プログラムの見直し ■ 次期学習指導要領の検討への貢献
開発人材の育成 (人材の養成及び確保)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若年層への裾野拡大に向けた取り組み ■ インターンシップ制度の改善
技術協力、有償資金協力、無償資金協力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業の戦略的な形成・実施 ■ 政策提言研究の開始
男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ■ ジェンダー案件比率の向上 ■ 政府の「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定への貢献
事業評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外部評価の透明性確保 ■ 事業評価結果の統計分析

※主務大臣によるJICAの業務実績評価の詳細は外務省ウェブサイトに掲載されています。

※2016年度および第3期中期目標期間の業務実績に対する評価結果は、2017年8月以降に主務大臣より公表される予定です。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page24_000483.html

コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

● コンプライアンス態勢とリスク管理

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と、国民や国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、日本を取り巻く環境の変化を踏まえ、法令、内部規程、社会規範に則した透明で公正な業務運営を確保することがますます重要となっています。適正に業務を運営していくうえで、コンプライアンス態勢は不可欠の要素です。こうした認識の下、JICAは、業務実施における行動理念をコンプライアンス・ポリシーとして定めています。

コンプライアンスは内部統制の目的の一つであり、コンプライアンス態勢の適切な確保のために、法令・内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発防止を目的とする事故報告制度と内部通報・外部通報制度を設けています。また、JICAの関連する事業において贈収賄などが行われないよう不正腐敗防止にも取り組んでいます。さらに、コンプライアンス・ポリシーや、遵守すべき法令、ルール、社会的要請などを整理・体系化し、多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指針としています。

コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するため、副理事長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、コンプライアンス関連事案の発生状況をモニタリングしています。

一方、リスクの特定・評価は内部統制の基本要素です。

JICAは、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画などの組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応態勢を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価したうえで、当該リスクに対する対応状況を確認しています。そのうえで、JICA全体としての主要なリスクを分類し、理事会および内部統制担当理事を委員長として定期的で開催する「リスク管理委員会」において、それらのなかでも特に重大な「重大リスク」を特定し、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって、組織的な対応強化を行っています。

● 2016年度の活動

2016年度は、2014年度に強化した不正腐敗情報相談窓口や内部通報・外部通報受付窓口を継続的に運用するとともに、ODA事業関係者が日常的にコンプライアンスの意識を持ち、また、相手国政府・実施機関からの不正な要求を防止するための名刺大の携行カード「Anti-Corruption Policy Guide (不正腐敗防止ポリシーガイド)」を外務省とJICAの連名で作成・配布し、同ポリシーガイドの紹介や不正腐敗防止に関する取り組みを説明するODA関係企業向け説明会を実施しました。

また、コンプライアンス意識の向上のため、全職員向けに、2015年度に大幅改定したコンプライアンス・マニュアルの内容に基づく研修や、組織内で発生しやすい事務過誤などを防止するためのセミナーを実施するとともに、専門家など関係者に対する研修を実施しました。

このほか各種研修、セミナー、海外拠点に対する支援要員の派遣などを通じ、職員や関係者のリスク認識の強化に努めています。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款など)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

● 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として、相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関、あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

①信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を行い、随時見直しを行っています。

②資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権などを適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICAでは金融庁検査マニュアルを参照して、査定のための内部規定などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握のために利用されています。

③信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブなどの国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

● 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避または抑制を行っています。

また、海外投融資においては、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。

この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

● 流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて、財政投融資資金借入、財投機関債発行など、多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

安全管理

開発途上国の多くは貧困問題を抱え、治安維持能力も十分とはいえないことから一般犯罪率が高く、また、未整備な交通インフラや未熟な運転技術、乱暴なマナーによる交通事故のリスクが高い国が多くあります。さらに、政情が不安定で騒乱やクーデターの可能性がある国、長年内戦が続いている国など、治安上多くの問題を抱える国もあります。そのうえ、近年は世界中にテロの脅威が広がっている状況です。JICAは、このような国々で活動を続ける関係者が安全に、かつ安心して活動できるように安全管理に力を入れています。

2016年7月には、ダッカ襲撃テロ事件でJICA事業関係者が犠牲になり、南スーダンでは治安状況の悪化で関係者が退避を余儀なくされました。これらを踏まえ、外務省とJICAは「国際協力事業安全対策会議」を設置し、2016年8月に公表された会議の最終報告を受けて、従来の安全管理に関する取り組みに加えて、以下をはじめとする強化策を推進しています。

● 情報リソースの拡充と援助機関などとの連携

治安情勢の見通しや国際テロ情勢などの変化に迅速に対応し、現場で活動する関係者と共有するため、危機管理コンサルタントとの契約のほか、メディアや外部情報リソース、日本政府・他ドナー、海外拠点に配置された安全対策アドバイザーなどから、活動国の治安動向などに関する安全情報を常時収集し、分析しています。このような情報リソースの拡充を図るだけでなく、現地における情報収集体制の強化として、国連などの援助機関等との間で安全情報の共有に関する連携を開始しました。今後とも、多様な安全情報の収集に努めていきます。

● オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクです。JICAではオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

● 安全対策措置の周知

JICAは、海外に渡航する関係者が各国への渡航時や現地滞在中に守るべき行動のルールとして、安全対策措置を定めています。この安全対策措置を渡航前に関係者と共有し、一般犯罪やテロなどの安全対策上のリスクを回避しながら行動するよう徹底しており、資金協力事業関係者などにも配布しています。また、治安情勢が不安定で特に注意を要する国に渡航する関係者に対しては、全渡航者を対象に渡航前ブリーフィングを行っています。

なお、2016年度のJICA関係者の犯罪被害件数は315件(2014年度396件、2015年度399件)、交通事故件数は119件(2014年度118件、2015年度114件)でした。

● 生活拠点・活動拠点の安全対策

JICAが海外に派遣している関係者の生活拠点となる住居の安全性を確認し、必要に応じて防犯強化(塀のかさ上げ、ドアや窓枠の補強、鍵や鉄格子の強化など)や警備員の配置などを行っています。

また、活動拠点での安全強化策として、2016年度は、バングラデシュで全事業の所在地における防護措置を点検する安全評価調査を実施しました。2017年度も24カ国を対象に安全評価調査を実施する予定です。

さらに、治安の急速な悪化、または騒じょうなどの有事に備えた在外事務所などの警備強化、防護措置の増強にも取り組んでおり、安全な避難場所の整備や移動手段の確保も進めています。

● 安全対策研修の拡充

JICAでは長期赴任する専門家やボランティア、随伴家族などの関係者を対象に安全対策研修と交通安全研修



JICAとUNHCRがタイで共同実施した緊急事態模擬演習

2016年度安全対策研修・訓練開催実績

研修の種類	実施回数	参加者数・閲覧数
座学	11回	1,273名
実技	6回	385名
(座学・実技計)	17回	1,658名
ウェブ研修	—	6,642アクセス

を継続して実施しており、さらに2003年以降は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) e-Centreと連携し、誘拐や暴動、テロなどの潜在的リスクに関する現場でのノウハウを身に付けるための研修を実施しています。2016年10月には、近年のテロ事件の増加を踏まえ、日本国内で受講可能な安全対策研修・訓練を開始しました。この安全対策研修・訓練は、短期渡航者、資金協力事業関係者やNGO関係者なども広く対象とし、座学や実技を通して、実際に脅威に遭遇したときの対応策を学ぶことを目的としています。座学研修では、テロや誘拐、強盗、暴動など、海外で遭遇する脅威について具体的事例を挙げながら、それらの被害を軽減させるために注意すべきことや対策例を紹介しています。また、実技研修では、爆発や銃乱射などへの対応についても指導しています。

今後も海外で身を守るうえで必要な安全対策研修・訓練を継続して実施していくとともに、2017年度には治安リスクが特に高い国に滞在する関係者に対して、現地での安全対策研修を実施する予定です。

● 緊急連絡体制の構築

各国で有事の際、JICA事業関係者に迅速な情報伝達・安否確認が可能な緊急連絡体制を構築しており、資金協力事業で受注した日本企業にも登録を呼びかけています。また、海外からの緊急連絡を365日・24時間確実に受け付け、対応できるよう、日本での緊急連絡体制も構築

しています。

● 調査団派遣

本部や海外拠点から安全確認調査団を派遣して現地の治安状況などを確認し、現地の治安状況の分析を踏まえ、活動可能な範囲や必要な対策を検討します (2016年度は本部から8カ国へ派遣)。そして、その結果を国別の安全対策措置に反映しています。また、一般犯罪対策としては、関係者の住居の防犯や犯罪対策強化などの指導のため、本部から巡回指導調査団を派遣して、関係者への指導を行っています。2016年度は16カ国へ派遣しました。さらに現地の交通事故状況や貸与バイクの利用状況などに応じて、交通安全指導のための調査団も派遣しており、2016年度は5カ国へ派遣しました。

● 平和構築・復興支援地域での安全対策

アフガニスタン、イラク、パキスタン、パレスチナ、フィリピンのミンダナオ島などの紛争地域で、平和構築・復興支援のために多くのJICA関係者が活動しています。そうした地域では、政情、治安状況を日々注視し、行動地域・時間の制限、警備体制の一層の強化といった措置を施しています。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、「情報セキュリティ管理規程」「個人情報保護に関する実施細則」などの規程類を整備し、情報セキュリティ・個人情報保護に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、標的型メールなどによる攻撃、ウェブサーバーへの攻撃など、サイバーセキュリティに対する脅威が一層深刻化している状況の下、2016年4月に改正された「サイバーセキュリティ基本法」に基づいて制定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠した情報セキュリティ対策基準を策定するため、既存の「情報セキュリティ

管理規程」や「情報セキュリティ管理細則」を改正し、一層の情報セキュリティ強化を図っています。

個人情報保護については、2017年5月に施行された新たな「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に準拠するべく、「個人情報保護に関する実施細則」を改正し、個人情報保護の強化を図っています。従来にも増して情報セキュリティ・個人情報保護の強化の必要性が求められるなか、職員などの訓練・研修、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チームの設立・訓練などを実施し、さらなる強化に取り組んでいきます。

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、以下の案内をはじめJICAウェブサイトなどで情報公開を行っています。

● 組織に関する情報

目的・業務の概要・国の施策との関係、組織概要、法令・規程集、役員の給与・退職手当の支給基準、職員の給与・退職手当の支給基準、事業継続計画など

● 業務に関する情報

事業報告書・業務実績報告書、中期目標・計画、年度計画など

● 財務に関する情報

決算公告など

● 組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業績評価資料、行政評価及び監視報告書、会計検査報告書など

● 調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報、入札状況一覧など

● 関連法人に関する情報

資金供給業務としての出資先、関連公益法人の状況など

● もっと詳しく調べる

JICAウェブサイトの詳細をご覧ください。

情報公開について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [情報公開](#) ボタン
<https://www.jica.go.jp/disc/index.html>

個人情報保護制度について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [個人情報保護](#) ボタン
<https://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html>

組織・業務改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に向けた取り組みを実施しています。なかでも重点的に対応すべき事項として、組織運営の機動性向上、事務の合理化・適正化などに取り組んできました。

具体的な取り組み事例は、以下のとおりです。

● 組織運営の機動性向上

開発援助に関する政府の施策、開発途上国の援助ニーズ、内外の環境の変化などを踏まえ、安全対策強化、質の高いインフラや大学連携の推進などに関し、本部の組織編成と各部署の果たすべき機能・役割を迅速かつ柔軟に見直しました。

また、在外機能の強化を目的とし、各海外拠点における事業環境の変化に応じた配置の見直しを行い、加えて、本部による在外事務所などへのサポート体制の強化を進めました。

今後も引き続き、内外の環境の変化に機動的に対応する組織運営を推進していきます。

● 事務の合理化・適正化

JICAは日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務・事務合理化を推進しています。2016年度には、主に以下の業務改善に取り組みました。

- ▶ 契約取引先の選定と精算手続きの簡素化に向けた取り組み
民間提案型事業の調達手続きの合理化などを実施しました。
- ▶ 在外事務所の調達実施体制の適正化
本部による支援体制を強化しました。
- ▶ 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務などの事務手続きの効率化
業務の合理化に向けたシステムの導入準備などを行いました。
- ▶ 経理業務の簡素化・集約化
経理業務の負荷軽減策、会計事故・ミス解消のための方策を検討し、実証実験を行いました。

環境への取り組み

JICAは、2004年4月1日に環境への取り組みの基本方針として「JICA環境方針」を公表し、環境マネジメントシステム(EMS)の本格運用を開始しました。特に昨今は、環境法規制の遵守など、社会的責任への的確な対応がより強く求められています。JICAでは2013年にISO14001から独自のEMSに移行し、効率性や効果に留意しつつ、環境への取り組みを推進しています。

● 環境方針

JICAは以下の「JICA環境方針」に基づき、環境配慮を進めています。

「JICA環境方針」の基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメン

トシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

- 具体的には、以下の活動を推進していきます。
- ▶ 国際協力を通じた環境対策の推進
ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。
- ▶ 環境啓発活動の推進
環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。
- ▶ オフィスや所有施設における環境配慮活動の推進
事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。
- ▶ 環境法規制などの遵守
JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。
その他の取り組みなど、詳細はJICAウェブサイトを参照ください。

→ [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/environment/index.html)

<https://www.jica.go.jp/environment/index.html>